

令和6年度精神科病院における 業務従事者による障害者虐待への対応状況等に関する調査等 (調査結果)

令和4年の精神保健福祉法の改正により、令和6年4月以降、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は、速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務づけられています。

また、同改正において、都道府県知事に精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等を公表することが義務づけられており、このほど、令和6年度分の全国及び香川県の調査結果がまとまりましたので公表します。

【I 調査概要】

	業務従事者による障害者虐待	
	全 国	香川県
業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による都道府県等への通報・相談件数	1,514件	9件
業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者による都道府県等への届出・相談件数	4,744件	8件
虐待の事実を認定した件数	260件	0件

※上記は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事例を集計したものです。

【II 業務従事者による障害者虐待の状況】

精神科病院業務従事者等による障害者虐待の状況については次のとおりです。

① 認定した虐待の事実に係る被虐待者数

男性	女性	不明、その他	合計
0人	0人	0人	0人

② 認定した虐待の種別・類型ごとの件数（重複あり）

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄・放置	経済的虐待	合計
—	—	—	—	—	0件

③ 業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置

業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数	—
診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数	—
職員又は精神保健指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数	—
職員又は精神保健指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数	—
精神保健指定医により、入院患者の診察を行った件数	—
改善計画の提出を求めた件数	—
提出された改善計画の変更を命じた件数	—
必要な措置を採ることを命じた件数	—
法第40条の6第1項の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数	—
入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数	—
合計	0

④ 虐待を行った業務従事者の職種（重複あり）

医師	—
看護師	—
准看護師	—
看護助手	—
保健師	—
作業療法士	—
精神保健福祉士	—
社会福祉士	—
公認心理師	—
医療事務	—
その他業務従事者	—
不明	—
合計	0